

広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対する給料の調整額の支給については、当該各号に定めるとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる職の事務代行を発令された職員 当該事務代行を発令された職にある職員に準じて給料の調整額を支給する。

二 別表第三の上欄に掲げる職を占める職員で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する職員 調整額を支給しない。

別表第二イの表八級の項中

「本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務
県立広島病院の事務局長の職務」を

「本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務」に改める。

別表第四の備考中「職員が」の下に「行政職給料表及び」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。